

住民基本台帳ネットワークシステム 増設端末技術仕様書

札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課

住民基本台帳ネットワークシステム増設端末技術仕様書

1 調達概要

本仕様書は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「本システム」という。）の機器増設に伴い、新規導入するハードウェア（統合端末等の付属品を含む。）及びソフトウェアの借入並びに保守作業に関するものである。

また、本仕様書には、借入するハードウェア及びソフトウェアについて、以下のとおり記載している。

- ・ 詳細な仕様と数量
- ・ 導入場所とスケジュール
- ・ 設置場所における作業（導入手順の概要）と支援内容
- ・ 導入に関する要件
- ・ 保守に関する要件

2 借入物品等

- (1) 本システム用物品（ハードウェア及びソフトウェア）並びに設置・保守・障害回復等の各作業及び納入機器の設置に伴い必然的に必要になる物品（装置や接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。
- (2) 今回の新規調達は、現在稼働中の本システムに対し、新規に調達するハードウェアを接続することを前提としているため、今回調達するハードウェアが稼働中の本システム上で正常に動作することが条件となる。そのため、機器の調達、導入においては、調達機器が確実に動作することを保証すること。なお、入札前に「引受証明書」により納入予定機器を提示し、本市が必要と判断した場合には、動作試験の結果を入札時に提出すること。なお、引受証明書については入札告示を参照すること。
- (3) 同等品での参加については、(2)「引受証明書」の提出時にその旨を申し出て、事前に本市が承認した場合のみ認める。

3 借入機器等の仕様

本システムで調達する機器等の仕様は、別紙1「借入機器等の仕様」を参照すること。補足事項が記載されている場合は、これらの事項が実現可能な機器等を選定し納入すること。なお、別紙1「借入機器等の仕様」は、地方公共団体情報システム機構（以下、機構）が公開している「市町村機器整備概要」（貸出資料を参照：DVDに格納）をもとに作成しているため、当該資料についても十分確認すること。

4 導入スケジュール

(1) 導入スケジュール（概要）

2025年11月30日までに別途指定する設置場所に全機器を設置し、設定作業を完

了する。

(2) 設置場所

札幌市菊水分庁舎（白石区菊水1条3丁目1-5）に搬入する。設置場所については別途指定する。

(3) 各機器の設置時期、借入期間等

機器名	事前調整	機器設置 設定期間	機器保守 期間	借入期間
調達機器一覧 (一式)	契約後 速やかに	2025年 11月30日まで ※納品については 別途札幌市と協議 すること	2025年 12月1日 ～ 2030年 11月30日	2025年 12月1日 ～ 2030年 11月30日

5 機器の導入方法

本市の指示に基づき、以下の内容を実施すること。

- (1) 納入機器の詳細仕様、立面図、電源容量、搬入計画等の資料を、落札後すみやかに書面及び電子ファイルにより提示し本市の承認を受けること。また、変更があった場合は、速やかに修正し再提出すること。
- (2) 機器の搬入時は本市が別途指示する搬入口及び貨物用エレベータを使用し、器物破損防止のために養生すること。なお、各設置場所等に関する詳細条件については、別途協議するものとする。

6 導入作業内容

本市への機器等の導入に伴い、以下の内容を実施すること。

また、本市、本システム機器設定業者、本システム運用保守業者等との窓口となる体制を設置し、関連機器とのネットワーク設定及び調整を行う際に一体として最良の状態を機能することを保証すること。人員については、納入機器（搭載するソフトウェアの内容を含む。）の仕様を熟知し、本市及び本システム機器設定業者等へ適切なコンサルテーションができる人員とする。詳細は別紙2「機器調達業者付帯作業一覧」に示す。

(1) 端末設置前の調整・支援内容

ア 納入予定機器に対する説明を落札後速やかに、文書をもって実施すること。なお、その際、本市の疑義に対して速やかに対応すること。

イ 端末の環境設定、OS等基本ソフトウェア組込作業及び動作確認テストは納入前に行うこと。

(2) 端末設置時の支援内容

ア 本システム機器設定業者が行うサーバとの疎通確認テストへの立ち会い

イ 設置作業中の障害対応

(3) 端末設置後の支援内容

ア 本市及び本システム運用保守業者から要求があった場合、納入機器に関する説明会及び指導を行うこと。なお、日程は別途調整する。

(4) その他

機器構成の確認、搬入、設置等すべての作業について、本市、現行機器保守業者等と適宜打合せのうえ、承認を得てから行うこと。

すべての作業において、本市の業務及び業務システム等に影響がある場合は、協議のうえ、本市の指示に従い対応すること。

7 保守要件

(1) 保守概要

本システムが常に完全な機能を保つように、対象ハードウェア・ソフトウェアの保守作業を行うこと。保守作業にあたっては、本システム運用保守業者及びネットワーク保守業者との円滑な協力体制を実現すること。

(2) 保守対象

別紙1「借入機器等の仕様」に記載の借入機器を対象とする（「2 調達機器仕様(7) 機構配布ソフトウェア一覧」を除く）。

(3) 保守の内容

以下の作業を受託者の責任において確実に実施すること。なお、以下に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても本市業務に影響を与えないように必要に応じて実施すること。

ア 障害時の札幌市との連絡窓口を提供し、障害の対応・調査を行うこと。

イ 不良部位の切り分け及び交換を行うこと。なお、故障したディスク装置については、廃棄にあたって本市で物理破壊処理を行うので、ディスク装置を本市に引き渡すこと。

ウ 障害時は翌日オンサイト対応とし、適切に部品交換を実施すること。

エ 障害部品の交換に際し機器設定等が発生する場合は、本システム運用保守業者及びネットワーク保守業者と調整のうえ、作業を行うこと。

(4) 保守体制

ア 札幌市との保守関連窓口は一つに集約することとし、その集約された窓口が各保守関連窓口との連絡調整を行うこと。

イ 保守要員は保守拠点に待機しており、修理、点検、保守、その他アフターサービスについて、適切かつ迅速な対応が可能であること。また、保守拠点は札幌市内もしくは隣接市町村とすること。

ウ 本市からの障害連絡後、速やかに保守作業の対応ができること。

エ 保守拠点には、常時保守部品（付属品等を含む）を保有し、適切かつ迅速な対応が可能であること。

オ 保守サービス時間帯は、平日8時45分から17時15分までとする。ただし、17

時 15 分を超えて引き続き作業が必要な場合、受託者と協議の上、17 時 15 分を超えて対応を行う場合があるので留意すること。なお、作業実施にあたっては、事前に本市と協議のうえ承認を得ること。また、保守サービスの目標レベルは以下の通りとする。

機器	保守サービス時間帯	サービスレベル
統合端末	平日 8 時 45 分から 17 時 15 分	本市から対応指示が行われ、現場との連絡調整を実施することの期限を、対応指示を受けた日の翌平日午前中までとする。

※上記のサービスレベルは、本サービスに関する受託者の努力目標を定めたものであり、上記記載のサービスレベルが要求水準を下回った場合でも直ちに受託者が損害賠償等の責任を負うものではない。ただし、要求水準を下回った場合は、その理由を対応報告書に記載し本市に提出すること。また、サービスレベル要求水準を著しく下回ったことに起因して本市に損害が発生した場合、損害賠償等の責任の有無については、契約書に基づいて判断することになるので留意すること。

カ 保守関連窓口を記した文書を落札後速やかに提示すること。

(5) 消耗品

本システムにおいては、以下に記載する消耗品の使用を予定している。これらの消耗品は別途調達とするが、消耗品の購入窓口を文書にて提示すること。

項番	消耗品	特記事項
1	ネットワークプリンタトナー	
2	ネットワークプリンタドラムカートリッジ等	

8 納入要件

設置に際しては以下の要件で、各種作業を行い納入すること。

(1) 連絡体制

導入に対する支援体制を明確にし、導入期間中の問合せ対応等を行うこと。

(2) 設置場所

本仕様書「4 (2) 設置場所」を参照のこと。

(3) 本市による検収

設置作業完了後、本市による設置状況の検収を行う。

9 機密保護

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用・開

示してはならない。

10 提出書類

- ・納品書（製品名・型番・数量を含む）

上記のほか、本市の求めに応じて、必要書類を提出すること。

11 その他

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は、本市職員に質問し、その指示を受けること。なお、契約後の本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
- (2) 本業務を行うに当たっては、環境関連法令等を遵守するとともに、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
 - ア 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
 - イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。
 - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
 - エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
 - オ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (3) 借入期間満了後、借入機器の記憶媒体については、機器内部の記憶装置の情報を復元不可能にするため、物理的な破壊を予定している。
- (4) 借入期間満了と同時に機器の所有権を本市に移転すること。

12 連絡先

札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課

住民システム担当係 梅田（電話：011-826-6748）

メールアドレス：sapporo-pmo@city.sapporo.jp

別紙1 借入機器等の仕様

1 調達機器一覧

機器名	数量	備考
統合端末・ネットワークプリンタ (Microsoft Windows 11)		
統合端末	50	モニター・キーボード・マウスを含む
ネットワークプリンタ	20	
ソフトウェア (統合端末)	50	ソフトウェアサポートサービスは、納品前に登録を完了していること。
タッチパネル	44	
IC カードリーダー/ライター装置		
オープン型 IC カードリーダー/ライター	50	
照合情報読取装置		
照合情報読取装置 (FAT13FLJL1)	50	

2 調達機器仕様

(1) 統合端末・ネットワークプリンタ (Microsoft Windows 11)

(ア) ハードウェア仕様明細

・統合端末

要件		必須仕様
本体	形状	ディスプレイ体型及びノート型を除く、その他指定なし。
	CPU	2.0GHz 以上で、2 コア以上の Intel/AMD 製 64 ビット互換プロセッサまたは SoC であること。 なお、互換プロセッサを利用する場合は、同等以上の性能を保證する書類を提出すること。
	メモリ (注1)	16GB 以上
	ローカルディスク	512GB 以上の SSD を選定すること 機器を本体に内蔵すること
	ネットワーク	1000Base-T または 100BASE-TX 対応であること 接続しようとするハブまでのケーブルを用意すること

	<p>外部記憶装置</p>	<p>搭載する外部記憶装置は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DVD マルチドライブ×1 ・ データ出力可能な任意の外部記憶装置×1 <p>USB メモリドライブとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器を本体に内蔵すること
	<p>インタフェース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照合情報読取装置×1 を接続できること（インタフェースは USB2.0 準拠とする） ・ ディスプレイ×1 を接続できること（インタフェースはミニ D-SUB15 ピン、DVI-D、HDMI、DisplayPort のいずれかに準拠とする。制御用インタフェースは USB、RS-232C のいずれかに準拠とする） ・ タッチパネル×1 を接続できること（映像用インタフェースはミニ D-SUB15 ピン、DVI-D のいずれかに準拠とする。制御用インタフェースは USB、RS-232C のいずれかに準拠とする）
<p>ハードディスク暗号化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラストド プラットフォーム モジュール (TPM) バージョン 2.0 ・ Trusted Computing Group (TCG) に準拠する BIOS または UEFI ファームウェアが必要 	
<p>ディスプレイ</p>	<p>1,024×768 ドットの表示が可能なこと</p> <p>High Color (65,536 色) 以上の表示が可能なこと</p> <p>17inch 液晶ディスプレイとする</p> <p>操作者以外の覗き込みを防止するため、正面以外から画面を見えにくくする斜視防止フィルタを装着すること</p>	
<p>キーボード</p>	<p>OADG 準拠日本語 109 キーボード</p>	
<p>マウス</p>	<p>PS/2 マウスまたは USB マウスであること</p>	
<p>IC カードリーダー/ライター</p>	<p>後述の「(4) IC カードリーダー/ライター装置」を参照のこと</p> <p>なお、テンキーは不要</p>	
<p>タッチパネル (注2)</p>	<p>個人番号カードの交付等、個人番号カード及び公的個人認証サービスの電子証明書の暗証番号設定又は変更に係わる端末については、タッチパネルを調達する必要がある。</p> <p>ハードウェア仕様については、以下「・タッチパネル」を参照のこと</p> <p>画面サイズは 17inch とすること。</p> <p>既存システムではフィーチャーコネク社製 TD1701SBP を利用しているため、同系統の機種が望ましい。</p>	
<p>その他</p>	<p>上記構成を実装する上で、必要となるアダプタ類、ケーブル類、電源コード等をすべて含むこと</p> <p>指定の OS が動作可能な PC/AT 互換機であること</p>	

	盗難防止のため、統合端末についてはワイヤーロックによる固定等を行うこと
--	--

(注1) ウイルス対策ソフトの機能強化やセキュリティパッチの適用等により、メモリの使用量が増大し、将来的にメモリが不足する可能性もあるので、将来メモリ使用量が増大した場合に対応できるよう、メモリ増設可能な機種を選定すること。

(注2) タッチパネルを接続する場合、映像用のインタフェースとしてディスプレイ接続用の他にミニ D-SUB15 ピン、DVI-D、HDMI のインタフェースが必要となる。また、タッチパネルの制御用に USB または RS-232C のインタフェースが必要となる。

参考) 最大で必要となる USB ポート数

以下の機器を USB ポートにより接続した場合 6 ポート以上必要となる。

- ・照合情報読取装置
- ・IC カードリーダー/ライター
- ・キーボード
- ・マウス
- ・タッチパネル
- ・外部記憶装置

- ・ IC カードリーダー/ライター

要件		必須仕様
本体	インタフェース	照合情報読取装置 ×1 を接続できること (インタフェースは USB2.0 準拠とする)

- ・タッチパネル

番号制度導入に伴い、マイナンバーカードの交付等、マイナンバーカードおよび公的個人認証サービスの電子証明書の暗証番号設定または変更に係る統合端末については、公的個人認証サービスの署名用電子証明書の暗証番号（英数字）の入力が必要となるためタッチパネルを調達する。

タッチパネルを接続するので、IC カードリーダー/ライターの付属品であるテンキーパッドは不要とする。

タッチパネルの接続にあたっては本体装置との接続が以下の仕様に合致していることを確認し調達を行うこと。

要件		必須仕様
本体	解像度	1024×768 以上
	インタフェース	<ul style="list-style-type: none"> 映像：次のいずれかのインタフェースを装備していること ミニ D-SUB15 ピン, DVI-D タッチパネル：次のいずれかのインタフェースを装備していること USB, RS-232C
	その他	<ul style="list-style-type: none"> デュアルディスプレイとし、タッチパネルはセカンダリディスプレイとして動作すること 使用する端末の OS をサポートしていること 画面サイズは 17inch とすること ※既存システムではフィーチャーコネクト社製 TD1701SBP を利用している。 同系統の機種が望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> タッチパネル利用者以外の覗き込みを防止するため、正面以外から画面を見えにくくする斜視防止フィルタを装着すること。

- ・ネットワークプリンタ
- 以下の構成機器一式を調達する。

要件		必須仕様
本体	出力用紙サイズ	A4 片面
	解像度	600dpi 以上 モノクロ スムージング 1200dpi 以上
	最大印刷速度	A4 片面 23 枚/分以上
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークに対応できること (LAN 接続インタフェースを装備していること) 市町村において使用する改ざん防止用紙に対応可能なこと

(イ) ソフトウェア仕様明細

- ・統合端末

機能	必須ソフトウェア、仕様	数量	製造元
OS	Microsoft Windows 11 Pro 64 ビットバージョンの製品を調達すること。	1	Microsoft 社製
IC カード制御	IC カードおよび IC カードリーダー/ライタを制御するソフトウェア	1	
照合情報読取装置 制御	機構の指定製品 (生体認証ミドルウェア 基本ソフトウェア ライセンス (V3) を調達すること	1	

※本仕様を実現するために必要なソフトウェアはすべて含むこと (各種インタフェースボードを制御するドライバソフトウェアなど)。

※すべてのソフトウェアにおいて、リース期間におけるソフトウェアサポートサービスを調達すること

(2) IC カードリーダー/ライター装置

IC カードリーダー/ライターハードウェア仕様

- ・オープン型 IC カードリーダー/ライター

要件	必須仕様
カード搬送方式	手動挿入/手動排出方式
適合カード	ISO/IEC 14443 準拠 IC カード (タイプ B)
インタフェース	上位装置に接続するインタフェースとして USB1.1 以上に 準拠し、リーダー/ライターと通信するためのドライバソフトウェアのインタフェースとして PC/SC に準拠していること
供給電源	USB インタフェースを通じた上位装置からの電力供給
動作温度	5~35℃
動作湿度	湿度 35~85% (結露なきこと)
伝送プロトコル	上位装置とリーダー/ライターの間の伝送プロトコルについては規定しない リーダー/ライターと IC カードの間の伝送プロトコルは、ISO/IEC14443-4 に記載されている伝送プロトコルに準拠すること
電界強度	リーダー/ライターから放射される電磁波の電界強度は、電波法施工規則にて規定された、誘導式読み書き通信設備のうち、設置に際し総務大臣の許可を要しないものであること
互換性	機構による動作確認を受けていること

※動作に必要なとなる機器、ケーブル、制御ソフト等はすべて含めること。

(3) 照合情報読取装置 (住基ネット用操作者認証装置 (ガイド有) (V3))

照合情報読取装置については富士通株式会社製・住基ネット用操作者用認証装置 (ガイド有) (V3) を調達すること。

仕様については、下記の要件を満たす製品を選定すること。

要件		仕様
インタフェース	USB 規格	USB2.0 準拠
	USB コネクタ形状	上位装置側：USB A タイプコネクタ 読取装置側：USB マイクロ B (5 ピン) タイプコネクタ
	供給電源	DC 5V 500mA 但し、USB バスパワーから供給すること。
動作環境条件	動作環境	使用メモリ：OS の推奨値に準拠していること
	使用環境	温度：5℃~35℃

		湿度：20～80%RH（結露なきこと）
	照明環境	<p>自然光（太陽光）： 45,000ルクス以下（照合時）、5,000ルクス以下（登録時）かつ、直射日光が当たらないこと</p> <p>蛍光灯： 45,000ルクス以下（照合時）、5,000ルクス以下（登録時）</p> <p>ハロゲン/白熱灯 9,000ルクス以下（照合時）、1,700ルクス以下（登録時）</p> <p>かつ、光がセンサー面を直射しないこと</p>
	サイズ	<p>高さ：82mm</p> <p>幅：70mm</p> <p>奥行：160mm</p>

※ガイド：照合情報読取装置の読取部に手の平を掲げる際に、読取部と手の平の間隔を適切に保つために手首に置くためのプラスチック装置の部品を指す。

- 統合端末のソフトウェアは、CS用とは別に、照合情報読取装置を使用する統合端末の台数分、「生体認証ミドルウェア 基本ソフトウェア ライセンス (V3)」の調達が必要となる。また、「生体認証ミドルウェア 基本ソフトウェア ライセンス (V3)」はソフトウェアをインストールするための媒体であり、作業予定に合わせて必要数を調達すること。
- USB インタフェースケーブルはパソコンのUSBポートへ直接接続すること。USBハブ等経由にて接続した場合は、動作が不安定となる場合がある。
- USB インタフェースのポート数が枯渇することのない様考慮すること。
- 統合端末における住基ネット用操作者認証装置（ガイド有）(V3)の使用可能OSはMicrosoft Windows 11 Proであるので留意すること。
- 照度については以下を目安とすること
 - 晴れた日の窓辺：3000ルクス
 - 通常の室内照明：300～500ルクス

(7) 機構配布ソフトウェア一覧

以下のソフトウェアは、機構にて用意し、各市町村に配付する。

項目	機能	製品名	製造元
統合端末	ファイルデリバリソフト	・ Systemwalker Centric Manager Standard Edition (注1)	富士通 (株)
	文字管理ソフト	・ Systemwalker Charset Manager ・ Interstage Charset Manager	富士通 (株)
	ウイルス除去・検出 ソフト	・ FFRI yarai (注2)	・ (株) FFRI
		・ Windows Defender (注2)	・ マイクロソフト

(注1) Systemwalker および Interstage の修正パッチを適用するためのソフトウェアとして、UpdateAdviser を併せて配付する。

(注2) ウィルス除去・検出ソフトについては、FFRI yarai 及び Windows Defender を同時に動作させる状態となるよう設定すること。これら以外のソフトを導入する場合、正常動作しないことがあるため、導入しないこと。

別紙2 機器調達業者付帯作業一覧

以下に、機器調達業者に必要とされる付帯作業を示す。

付帯作業の実施にあたっては、本市及び本システム関連業者との円滑な協力体制を実現すること。

作業項目	対象期間	備考 (必要とするスキル等)
1 付帯作業に関する体制の確立	調達業者決定後	<ul style="list-style-type: none"> 本市との窓口となる体制の設置 納入機器（ハード・ソフトウェア）の仕様を熟知し、本市及び本システム運用保守業者へ適切なコンサルテーションができる人員
2 機器設置作業及び問題発生時の対応支援	調達業者決定後 ～ 2026年7月頃	<ul style="list-style-type: none"> 納入機器（ハード・ソフトウェア）の仕様を熟知し、本市及び本システム運用保守業者へ適切なコンサルテーションができる人員 機器設置業者以外に、作業内容及び状況説明ができる人員
3 調達機器に関するソフトウェア等インストール・設定作業及び問題発生時の対応支援	調達業者決定後 ～ 2026年7月頃	<ul style="list-style-type: none"> 納入機器（ハード・ソフトウェア）の仕様を熟知し、本市及び本システム運用保守業者へ適切なコンサルテーションができる人員 作業内容及び状況説明ができる人員
4 システム構築サポート	調達業者決定後 ～ 2026年7月頃	<ul style="list-style-type: none"> 納入機器（ハード・ソフトウェア）の仕様を熟知し、本市及び本システム運用保守業者へ適切なコンサルテーションができる人員
(1) 動作確認テスト立ち会い		
(2) 疎通確認テスト立ち会い		
(3) 問題・障害対応		
5 その他		<ul style="list-style-type: none"> 専対応者を選定のこと 納入までの期間は、機器の手配状況を報告すること 納入後は、作業進捗状況を書面にて報告すること

なお、本システム関連業者及び役割は以下のとおり。

1 機器設定業者（後日通知する）

本システムの調達機器に係るソフトウェア等インストール、設定作業及び動作確認テスト等の機器設定・環境構築業務を担当する。

2 住民基本台帳ネットワークシステム運用保守業者（後日通知する）

住基ネットシステムのセキュリティパッチ等更新、運用サポート等の運用保守業務を担当する。

3 住民基本台帳ネットワークシステム及び中間サーバ運用保守業者（BIPROGY 株式会社）

住基ネットシステムと住民記録システムとの連携を行う中間サーバに係る運用保守業務を担当する。

4 住民記録システム運用保守業者（BIPROGY 株式会社）

住民基本台帳ネットワークシステムと連携する住民記録システムの運用保守業務を担当する。